

労使の底ヂカラ

巻頭言



金属労協(JCM)事務局長
梅田 利也

皆さんこんにちは。

9月6日に開催された第61回定期大会にて新たに事務局長を拝命することになりました。前任の浅沼事務局長と同様よろしく申し上げます。

私自身の労働組合活動は1996年の支部役員に選出いただいたところがスタートとなりますが、これからも当時の先輩から教わった「信義(約束を守り、務めをはたすこと)と友愛(他に対して深い思いやりをもつこと)そして連帯」を信条として取り組んでまいります。

今年度は、第59回定期大会からはじまった3年間の「新しい金属労協に向けた準備期間」の最後の1年間となります。様々な課題があるものと思いますが、皆さまと連携をはかりながら、一つひとつ解決に向けて前進してまいりたいと考えます。

さて、今号は「これからの働き方への提言」がテーマです。

働き方については古くて新しいテーマと言ってもよいと思いますが、それこそ数年前までは「働き方改革」は主に組合側が主張していましたよね。他方で、働くことは美德で

あり、「24時間働けますか？」というTVCMのキャッチコピーを覚えておられる方も多いのではないのでしょうか。

2019年(平成31年)以降、働き方改革関連法が段階的に施行されましたが、いまでは政府が働き方改革を主導する時代となっています。

全体の流れとして働き方を見直す方向に向かうことはよいことだと思いますが、何のための働き方改革なのかということをお忘れではないのでしょうか。

政府の動きに合わせて、労働政策審議会などでまさに働き方に関する議論が行われているところですが、その議論のベースとなる検討会報告書の中に「労働者の多様化、企業を取り巻く情勢変化に伴って、働き方に対するニーズも多様化し、労働時間規制に対する社会的要請や担うべき政策目的も多様化してきた。(略)現在の労働時間法制が、新たに生じている労使のニーズや社会的要請に適切に対応し得ているのかは、労働者の健康確保という原初の使命を念頭に置きながら、常に検証を行っていく必要がある。」との記述があります。

この事自体は否定するものではありませんが、私たちは労使の話合いによって、法律を上回るルールを定め、従業員のやる気を高め、企業の成長発展に寄与してきていることは間違いのないと思います。

昨今、何でもかんでも法律で定めようという風潮がありますが、少なくとも金属産業労使は常に魅力ある

産業であろうと努力してきたし、これからもそうあるものと信じています。

審議会では「労働時間制度の課題」や「裁量労働制」について集中的に話し合いが行われる予定ですが、私たちとしても注視していく必要があります。

秋の訪れを感じる頃となり、2023年の春季の取り組みがスタートします。

今回の取り組みにおいても、経営側から様々な主張がなされるものと思いますが、継続した人への投資により、「安心して生活することのできる生活水準の維持・向上をはかること」や、この数年労使で協力して取り組んでいる「すべての労働者が生き生きと働くことができる職場環境を目指した取り組み」が重要であり、そのことが労働力の質的向上に繋がり、企業の生産性向上に寄与するという正の循環を生み出すことになるものと考えます。

金属産業の成長発展に向けた労使の真摯な話し合いが展開されることを期待するとともに、金属労協としても役割をはたしてまいります。



浅沼前事務局長から梅田新事務局長へ
バトンタッチ!